

健生食輸発0219第2号  
令和8年2月19日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(イタリア産ポルチーニのペルメトリン、中国産そばのハロキシホップ及びにんじんのジメトモルフ並びにベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾール及びオオバコエンドロのペルメトリン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和8年2月13日付け健生食輸発0213第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産そばのハロキシホップ及びにんじんのジメトモルフ並びにベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾールについて検査命令を解除したことから、令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、イタリア産ポルチーニ及びベトナム産オオバコエンドロのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

## 記

### 1. 別表第2への追加

- ・中国産そば(粉を含む。)のハロキシホップ
- ・中国産にんじん及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジメトモルフ
- ・ベトナム産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロピコナゾール
- ・ベトナム産オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン

### 2. 別表第3への追加

- ・イタリア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「INAUDI CLEMENTE & C, SRL」であるものに限る。)
- ・ベトナム産オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FIAC INTERNATIONAL LOGISTICS JOINT STOCK COMPANY」であるものに限る。)